

## 制限付一般競争入札（電子入札）実施に係る共通事項について

平成30年10月1日制定

### 1 制限付一般競争入札（電子入札）の参加者に必要な資格に関する事項

制限付一般競争入札（電子入札）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 競争入札参加資格者名簿に発注する建設工事、物品の購入及び賃貸借（以下「発注建設工事等」という。）に対応する工種又は業種で登載されていること。
- (2) 建設工事にあつては、当該発注工事を管理し得る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 建設工事にあつては、当該発注工事に係る入札日において、当該工事場所より最近部が100メートル以内の地域で、町が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者となっていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法

に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- ④ 発注建設工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準又は芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている日がある者
  - ⑤ 発注建設工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名停止（除外）措置、千葉県の定める物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置、芝山町建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置又は建設業法に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分（処分内容に該当する場合に限る。）を受けている日がある者
- (5) 次に掲げる者が、同時に参加していない者であること。
- ① 代表役員が、他の入札参加者の代表役員を兼ねている者
  - ② 組合とその構成企業
- (6) 上記に掲げるもののほか、発注建設工事等ごとに行う入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

## 2 入札公告等

発注建設工事等ごとに行う入札公告は、公告文書を芝山町役場内に設置する掲示板に掲示するとともに、ちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載して公告する。

## 3 現場説明、現場説明書、入札説明書及び設計図書等の縦覧

- (1) 現場説明会は、原則として行わない。ただし、必要があると認めるとき

は、入札案件の内容等に関する説明会を開催する。

- (2) 発注建設工事等の現場説明書又は入札説明書は、建設工事等担当課において縦覧に供し、入札公告と併せてちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載する。
- (3) 発注建設工事等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のいずれかの方法により縦覧するものとし、入札公告に規定する。
  - ① ちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載し、縦覧する。
  - ② 芝山町ホームページに掲載し、縦覧する。
  - ③ 発注建設工事等担当課において縦覧する。この場合、縦覧する日時及び場所については、入札公告に規定する。

#### 4 設計図書等に対する質問回答等

入札参加者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、質問することができる。

- (1) 質問書の提出があった場合は、現場説明書又は入札説明書に定める期限までに回答する。また、当該回答が見積りに影響する場合は、ちば電子調達システム内入札情報サービスへ質問回答書に掲載する。
- (2) 質問書の提出は、電子メールによること。この場合、件名は「【入札質問書】 案件名称」とすること。なお、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。到着確認をしない場合、町は、不着の責任を負わない。

・電子メールアドレス：[kanzai@town.shibayama.lg.jp](mailto:kanzai@town.shibayama.lg.jp)

・電話番号：0479-77-3907

## 5 入札保証金

入札保証金は、入札公告に定めるものとする。

## 6 入札

- (1) 入札方法 入札書は、電子入札システムに入力することにより提出する。
- (2) 入札期間 入札公告に定める期間とする。
- (3) 入札回数 予定価格を入札前に公表する場合の入札回数は1回とし、予定価格を入札前に公表しない場合であって、予定価格を超えているときは、再度の入札を1回行う。
- (4) 入力する金額 落札決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りではない。
- (5) 未入札 入札書が入札書受付締切予定日時までに提出されない場合は、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。
- (6) その他 一度提出した入札書は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 7 内訳書

入札参加者は、入札に際し、芝山町発注工事の入札における工事費内訳書

取扱要領（平成27年4月21日制定）に基づき、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を電子入札システムで提出すること。この場合、ファイル名は「会社名」とすること。

## 8 入札の辞退

(1) 辞退の期間 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札辞退届の提出方法 電子入札システムにより辞退届（電子入札システムにより自動生成される帳票）を作成し、提出するものとする。

(3) その他

ア 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

イ 一度提出した辞退届は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 9 入札者の公表

入札の中途において入札参加者の公表を行わない。

## 10 入札の無効に関する事項

入札参加に必要な資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、芝山町電子入札約款（平成30年芝山町告示第72号）等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 11 開札の場所及び日時

- (1) 開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。
- (2) 入札者は、開札に立ち会うことができる。
- (3) 開札に立ち会う者は、代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状（芝山町電子調達システム運用基準（平成30年芝山町公告第19号）に定める様式）を持参させなければならない。また、1者につき1名に限る。

## 1.2 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

## 1.3 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。
- (2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定するものとする。

## 1.4 落札候補者の資格要件の確認及び落札決定

- (1) 資格要件の確認は、落札候補者を決定した後、実施する。
- (2) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知日を含めて3日以内（閉庁日を含まない。）に、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を総務課契約管財係へ持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、提出期限は1日に限り短縮することがある。
- (3) 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であると確認されたときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。
- (4) 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を芝山町長とする書面を総務課契約管財係に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。
- (5) 前3号の規定は、次順位候補者に申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (6) 申請書を提出した落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。
- (7) 落札者が決定したときは、電子入札システムにより落札者決定通知書又は落札通知書を発行し、入札参加者に速やかにその旨を通知する。

## 1.5 契約保証金

建設工事にあつては、契約者は芝山町財務規則（平成13年芝山町規則第

6号) 第144条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての金融機関等の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 16 その他

- (1) 申請書等のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 電子入札の方法により参加することが困難な場合でやむを得ないと認められた者は、紙入札業者として参加できる。この場合の取扱いは、芝山町電子調達システム運用基準によるものとする。
- (5) 電子入札システムで提出する書類については、押印は不要とする。
- (6) 落札者は、下請、労働及び資材購入等について、可能な限り芝山町内の業者に発注すること。
- (7) 入札参加希望者は、芝山町電子入札約款（平成30年芝山町告示第72号）、芝山町電子調達システム運用基準（平成30年芝山町告示第19号）及び芝山町制限付一般競争入札実施要領（平成30年芝山町告示第37号）を熟読すること。

16 問い合わせ先

芝山町総務課契約管財係（電話0479-77-3907）